生典太郎著

。条約改正論の歴史的展開

本 几 郎

Ш

筆者に書評せよということである。何分この時期のことについて まりで、以来書翰の往復はあるが、まだお目にかかったことはな 載の『国際政治』を送って頂いたのが、稲生さんとの交渉のはじ 不案内な筆者のことであるが、勉強させて頂くつもりで敢て筆を 二冊を出版された(学位請求論文)。そして最近本書を出版され、 おられるということで、一〇年ほど前に『日本外交思想史論考』 い。そのときも感じたことは、稲生さんは条約改正に打ちこんで れた、とし、従来の推測のあいまいさを批判された。右の書評掲 誌欄外記入とあわせて一八八九年九月二六日であることが確認さ 二年四月刊)誌上で書評して下さった。そのとき稲生さんは、 浦梧楼関係文書』を出版したとき、稲生さんは『国際政治』 々友房の三浦あて書翰で、三浦の条約反対上奏の日が、侍従職日 一九六○年一○月、明治史料研究連絡会の御好意で筆者が 的外れの点は御寛恕を乞う。 = 佐 会

第Ⅱ部「条約改正論・内地雑居論関係資料解題」は七編(二編

本書は八〇〇ページ近い大著で、二八の論文よりなる。第一部

「明治年間における条約改正論の歴史的展開」が本書の中核をな

める。発表は一九五九年以降七四年の期間である。 権回復期は今後の研究にまつとある。以上が約五五○ページを占 及び新条約実施準備期の興論の推移など」(同前)で、小村の税 批判としての条約改正論、初期議会の条約論争、 の所説、自由民権期の条約論、井上外交及び大隈外交への国民的 実情、明治新政府内部諸機関における条約改正論議、啓蒙思想家 その内容は、「幕末諸条約締結時における朝幕双方の条約理解の ない」(はしがき)というところに、その特色が語られている。 は、不穿鑿ながら管見に入らぬ。本書が或いはその権興かも知れ の楯の半面に当る条約改正論の展開過程を歴史的に追求したもの た要旨であり、本書の問題とするところの要旨であり、以下「二 」までの論文は「四」を除いて、時代順に改正論を配列された。 「従来、条約改正史に関しては、極めて精緻な研究があるが、そ 新条約成立直後

ぼ網羅する」ことができ、しかも成稿にさいしては、後人編著の 収集に努力されて、関係図書目録に未収のもの相当数を含め「ほ どなく、むしろ民間にあるとして、外務省退職後はこの種資料の 究を志された動機であろう。そして外務省には関係資料がほとん の点は、あるいは異論もあろうと思われる)。これが外交世論の研 いるものが、実はその国の興論にほかならず」と考えられた(こ あたられ、「一国の外交交渉の背景にあって、常にそれを支えて 資料を精査し、引揚げ後は外務省に奉職して文書の保管・整理に はワク外、後述)ある。約二〇〇ページ。巻末に人名索引を付す。 著者は大戦中、北京にあってイギリスの対中国辺境外交の根本

学位請求論文に添付し

す部分で、「一、条約改正論の展開」は、

誌論文等に直接当られた(以上四頁)。 叙伝・談話筆記等根本資料により、改正論は単行書・小冊子・雑概説書・伝記類は一切省き、書簡・日記・外交文書・回想録・自

「小括」(八五一六頁)に述べられている。このなかの「擬新定って時代順に排列・解説され、それを通じての手際よい 概観 がのものに加えて、著者発掘の分を交えて陸奥外相時代までにわたの主題からやや離れ、政府内部の草案が、『日本外交文書』所収の主題からやや離れ、政府内部の草案が、『日本外交文書』所収の主題からやや離れ、政府内部の草案が、『日本外交文書』所収の主題からやの単語がある。

ものに属する。また八○頁の注(1)の史料の所在を示してほし 論ぜられている。全文は下村富士男著『明治初年条約改正史の研 かった(なお『日本外交文書』条約改正三下六四九頁参照)。 正記事』に明治二四年六月十日に記述したとあり、青木辞任後の 第六項の青木関係中、七八頁末尾三・四行の二文書は、『条約改 者が、いかに真剣にこれに取りくんだかを示している。「四」の 約改正が、いかに明治外交、いな国政全般の大問題であり、当局 をつくり、駐日ビンハム米公使に批判を求めたことがわかり、 はしなかったが)、森がペシャイン・スミス案を基礎とした一案 これは条約改正についての森の関与を明らかにしたもので(結実 治七年における森有礼の条約試案と外交意見」で詳論されている。 に「九」の第五項「森有礼の『日米条約案』関係」は、「十、明 成立過程」で述べられ (前掲下村著書と併読すると便利)、さら また右「四」の第二項が「九、明治初年における改正条約草案の 久保利謙編『岩倉使節の研究』に凸版で挿入された(二一頁)。 究』に収載され (九三~一〇六頁)、 その冒頭・末尾の部分が大 前の、改正草案第一号で、別に「八」において、その成立過程 条約草本」(明治四年四月)は岩倉大使派遣に関連する草案類以

の諸契機を示され、要するに当時の事情を把握せずして、批判をーとの相違など陣容の不備を指摘し、条約改正の問題点と解決へ者である外国官の人員の少ないことと、前の外国事務局のメンバッ・オーストリアハンガリー)の従来の評価をただし、交渉当事との方面にうとい筆者など、教えられるところが少なくない。明この方面にうとい筆者など、教えられるところが少なくない。明

「六、明治初年諸条約の成立に関する一考察」は、小論ながら、

評

謝

狡智と後進国のみじめさを痛感させられる。ちも最恵国条款でそれに均霑する、というにいたっては、強国のちも最恵国条款でそれに均霑する、というにいたっては、強国のに対し安政条約よりはるかに有利な条約を結ばせ、やがて自分た条約締結に際し、背後に英・仏・米などが参加してオーストリアとの対し、一つの基準を要求したものである。またオーストリアとの加えるならどこからでも批判する、いわば非体系的な改正論議に加えるならどこからでも批判する、いわば非体系的な改正論議に

れる。 一六頁)。 著者は、 対者への説得法など、 留外人を斬殺してよいか、 られることは、すでに開国和親の方針を明示したのちに外国官が している (一五三・四頁)。 出され、 初期議会における条約改正問題」で論ぜられる)議論が生の形で は粉飾なしに発表することを許されなかった(この点は「十七、 この系統のもの」とし (一三二頁)、また、明治二十年代前後に 年代後半から二十年代前半の激しい条約改正論争は、直接的には い、と同時に攘夷思想が根強い。著者は公議所の議論を「明治十 してから考えるというのが多く、 論議を取上げたものだが、渉外問題の解決策を、まず条約改正を 公議所に評議を希望した十七条中に、開鎖問題・鎖国した場合在 「苦肉の計による全面的反語に出たものであろうか」とさ 何とか解明の手がかりがないものであろうか。 しかもそれが公議与論そのものであったことに注意を促 条約改正論の一源流について」は、公議所における外交 この問題がどうなったかは資料的に確かめえ 時に物騒な諮問のあることである(一三五 彼が攻めてきたときの対策、 とりわけ著者と同様に、 改正の困難さを余り考えていな 奇異に感ぜ 対外戦反

二四年の間の五書をとりあげて民間の改正論の骨格部分をしめさ「五、明治年間における私擬条約草案について」は明治一〇)

論稿の一つの基準となろう。 崎隠士のものは「十三」 で詳説される)。 右の二論稿は、以下のれる。その特色は平和条約・国際平和機関の構想である(うち三れる。その特色は平和条約・国際平和機関の構想である(

る。 となった国民的要素として述べられることが多い」(二四〇一 博士発表の資料との重複をさけ、新資料を紹介される。 改正論の専著」もこの頃出はじめたとして五箸書が紹介されてい 出て来たように似ている」(二五三頁)とされ、いっぽう「条約 国会開設請願中から五篇とられ、「発想も措辞も同一の鋳型から ら照明をあてたところが貴重である。また明治一二―一四年頃の 頁)。 この点も必ずしも氏の新説ではなかろうが、 外交論の面 頁)といい、 摘)であり、「富国強兵・国会開設・条約改正が民権伸張と一丸 の改正論をみると、対外意識は生硬、外交論は国権的 ともに改正論が下火になったことを指摘し(二三二頁)、民権派 会議所の改正論が開眼の契機となったこと、国会開設論の興隆 対外策は明治一○年以降にあらわれ、一二年の東京・大阪の商法 「十一、自由民権期における条約改正論の一斑」では鈴木安蔵 底意は常に 「攘夷的心緒」 であるという (二四四 (従来も指 民権派

「各国治国盟約書楷梯」(全文二八〇―五頁)は既述の趣旨から(二六二頁)。なお「十三」は前にもふれたので省略する。 ただれている。中国人を劣等視する思想があったことにもふれているれている。中国人を劣等視する思想があったことにもふれているの後半期を取扱う。明治一七~一九年前半までは内地雑居赞成論の後半期を取扱う。明治一七~一九年前半までは内地雑居赞成論の後半期を取扱う。明治一七~一九年前半までは内地雑居赞成論の後半期を取扱う。明治一七~一九年前半までは内地雑居赞成論の後半期を取扱う。明治一七~一九年前半までは内地維居論」は井上外務卿——外相時代

は しようとするもの、「十五、明治二十二年の条約改正論の昂揚」 のは見当らず、いわば「幻の大隈案」の原形を各種資料より追求 のが実は成案であり、 「十四」以下三篇は大隈外相時代を取扱う。「十四、所謂大隈

外使臣→各国大使館、日本語と欧文を手交するのが通例)そのも とする説を新資料をもって、そのかならずしも然らざる所以を論 が大隈の「励行主義」の効果を当初期待をもって見守っていた、 条約案に関する二三の考察」は、当時「大隈案」と称していたも 従来『自由党史』・『大隈侯八十五年史』を藍本として、世人 「案」(外務省→駐日外国使臣、日本の在

> 喜びが想像できる。 された、大隈案へのイギリスの対策を示すもので、当時の著者の 代への巧まざる皮肉ですらある。「十六」は氏がイギリスで発見 もなく、正直に自己批判しているあたり(三八一~三頁)

いものがある。そして、大隈負傷後、さて反対論者に改正の名案 症を残している中国の文化大革命の評価など、対比すれば興味深 かしさが痛感させられる。その後はともかく、現在でもまだ後遺 なお、このあたりを読んでいると、事件当時の政論・評論

Х

事件前に青木辞職論があったことを示している 約改正中止をすすめており(伊藤・松方・野村らも周知)、 大津 藤博文文書』第一巻所収の井上馨の五月二日付書翰に、井上は条 料が挿入されている。なお青木辞任については(四二〇頁)、『伊 正されようとしたもので、それも単なる概説でなく、著者収集資 の期間におよぶ。「十七、初期議会における条約改正問題」 「官報の議会速記録を通じて」、従来の著作の精疎出入と異同 「十七」~「二十一」は議会開設後から改正の達成、実施準備 屯

賛成論を掲げる。その冒頭、青木周蔵の「筆記」を引用し、有名

二十二年六月末~七月初めにあったことを述べ、同時に擁護派の などの稀覯資料を引用して新たな照明をあて、強硬論への転換が 共通していることから、『明治の與論』・『日本之時事』・『新演説 じ、また条約調印をめぐる政争も、従来の研究の基礎となるのが

されやすい委員会の実相を明らかにされたもの、参照文献 は、従来外相としては軽視されがちな榎本武揚の、これまた看過 六〜九頁)をみても、その周到な用意に驚くばかりである 「十八、明治二十五年における条約改正案調査委員会について」 「十九、日英新条約成立と当時興論の一斑」は、 一列国はむし

洋文庫)がそれであり、かつ「一四回」は「欠」とあり、編者は かった。というのは坂根義久氏編『青木周蔵自伝』(平凡社・東 なお氏が青木の「筆記」を何に拠ってみられたかも付記してほし に述べたとした個所は、同氏とともに「傍証」の発掘が望まれる。 な大審院に法官任用の件は、伊藤首相兼外相が独伊公使にひそか

からである。また『伊藤博文関係文書』中の青木・大隈の書翰に 一三回に合併されたか、とし、稲生氏引用文が一三回に出ている

には、そこまで書かれていない。青木の外相就任は一二月二四日。 ることが出来るようになったが」とあるが、大隈の『病床日誌』 も右に関するものはない。三八○頁注(4)の箇所に「政務を見

について」は、 争などに言及、

「当時かなり社会的重大関心事」でありながら、 「二十、仏教徒側の内地雑居反対運動とその資料

詼

蘨

功績論

ろ啞然とし、在日外国人は呆然乃至愕然とした」点から、

以後の研究史で閉却された、内地雑居に対する「神経質」的 識者の危惧とその対策への苦心のあと」を研究団体・啓蒙書・論 起るべき社会的諸情況と、新情勢への日本人の適応性についての 注目されているのに対し、忘れられている「新条約実施に伴って 三の事実」は、明治二七~三二年の五年間、従来法典整備のみが 対運動を掘起したもの、 「二十一、新条約実施準備期における」 な反

×

説などから究明したものである。

窓録』などに関する、著者ならではの博捜と学殖に支えられた書 益をうけたものである。条約改正に関する「二十二」~「二十六」 取上げ方については江口圭一氏の批判がある)、「二十八」の戦争 る説を裏付け、流布資料の系統づけその他を行なったもの(その 後の二編は、本書の書名からして省かれてもよかったと思う。「一 誌学的研究を主としたものである。 未来記の書誌学的研究とともに、筆者の研究範囲からは多大の碑 以上で約五五○頁をしめ、第Ⅱ部はさらに約二○○頁、うち最 紙数の関係もあって省略するが、 条約改正・内地雑居・『窓 「田中上奏文」をめぐる二三の問題」は、これを偽書とす

述がある いだ先人苦心の跡を回顧すること」が著者の念願であった旨の記 それを書き綴ること……外圧からの脱出の方策の考案に心血を瀝 跡に他ならぬ……それに対する日本内部における苦悶の声を聞き、 強の世界政策の犠牲となって、長く翻弄され来った日本の姿の軌 論文十九の冒頭の、「日本の条約改正史の起伏は、実に欧米列 (四八九頁)。 その博捜と周到な考察の結果になる、条

> それも関係書を検討する労をも疎かにした恥かしいものになった。 りの労作である。だから「書評」というより「紹介」で手一杯、 者には通読(それも不十分ながら)するさえ "しんどい" 文字诵 研究には根底にこの種の研究が不可欠であり、本書は門外漢の筆 の趨勢に投じたテーマ以外は閉却されやすいものであるが、史学 るものである。この種の地道な実証的研究は、ややもすれば学界 約改正史の盲点を埋めた本書は、改正史研究に大きな一石を投じ もうこれ以上述べることもないのであるが、①はじめにふれた

「一国の外交交渉の背景にあって、常にそれを支えているものが、

明を加えてほしかったこと(なかにはかなりふれた論文もあるが、 多くは注で示されている)を希望しておきたい。さらに再版のさ ねらった内容との関連を、私ごとき門外漢にもわかるよう少し説 実はその国の興論にほかならず」(四頁)とある点は、筆者なり うるわしい一家協力の産物であることを付記する。 い。ついでに、本書は題字が祖母上、索引作製が奥さまという、 **念願したい。なお誤字・誤植等は紙数の関係で直接著者に報じた** をもとりいれられて、より充実したものとされることを、心から いには、本書発行(あるいは収載論文執筆)以後刊行された諸書 に若干の疑問を感ずること、したがって、②交渉の本流と本書の 最後に、今日

(A5判 七七〇頁 一九七六年九月 小峯書店 まで遅延したことを著者と編集者にお詫びしたい。

(468)136